

○南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月11日条例第21号

改正

平成29年9月13日条例第19号

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

**第3条** 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる利用事務及び町長又は教育委員会が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる利用事務を処理するために必要な限度で、

同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則、その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月13日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

| 機 関   | 事 務  |
|-------|--|
| 1 町 長 | 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの |

|         |   |
|---------|---|
| 2 町 長   | 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                     |
| 3 町 長   | 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成6年条例第29号）による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 4 町 長   | 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例（平成23年条例第5号）による児童生徒等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 5 町 長   | 介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 6 教育委員会 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助に関する事務（医療費を除く）であって規則で定めるもの   |
| 7 教育委員会 | 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第4条関係）

| 機 関   | 利用事務  | 特定個人情報   |
|-------|---|--|
| 1 町 長 | 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの   |
|       |   | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
|       |   | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの  |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       |  | <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>                                  |
|       |  | <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>                     |
|       |  | <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>  |
|       |  | <p>南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>                            |
|       |  | <p>南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>   |
|       |  | <p>南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例による児童生徒等に対する医療費の助成に関する情報（以下「児童生徒等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>  |
| 2 町 長 | 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> |

|       |   |  |
|-------|---|--|
|       |   | <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童生徒等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 3 町 長 | 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童生徒等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>                                   |
| 4 町 長 | 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>   |

|         |   |                              |
|---------|---|------------------------------|
|         |   | 児童手当関係情報であって規則で定めるもの         |
|         |   | ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
|         |   | 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
|         |   | 乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの    |
| 5 町 長   | 介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   | 住民票関係情報であって規則で定めるもの          |
|         |   | 地方税関係情報であって規則で定めるもの          |
| 6 教育委員会 | 学校教育法による就学援助に関する事務（医療費を除く）であって規則で定めるもの  | 住民票関係情報であって規則で定めるもの          |
|         |   | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの         |
|         |   | 地方税関係情報であって規則で定めるもの          |
| 7 教育委員会 | 学校教育法施行令による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの          |
|         |   | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの         |
|         |   | 地方税関係情報であって規則で定めるもの          |

別表第3（第5条関係）

| 情報照会機関  | 事 務                                    | 情報提供機関 | 特定個人情報               |
|---------|--|--------|----------------------|
| 1 教育委員会 | 学校教育法による就学援助に関する事務（医療費を除く）であって規則で定めるもの | 町 長    | 住民票関係情報であって規則で定めるもの  |
|         |  |        | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|         |  |        | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
| 2 教育委員会 | 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令による障            | 町 長    | 住民票関係情報であって規則で定めるもの  |

|  |   |  |                             |
|--|---|--|-----------------------------|
|  | <p>害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</p> |  | <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
|  |   |  | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>  |